

## PSIM Web に関する運用規定

本規定は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム会則(以下本会則という)第9条および第10条第3項の規定に従い、幹事大学およびコンソーシアム参加大学(以下参加大学という)のPSIM Webの運用管理に関して規定するものである。

### 第1条 (運用規定の制定)

PSIM Webの運営主体である幹事大学は運営委員会の承認のもと、PSIM Webによるサービス(以下本サービスという)の運用に関して、以下の通り運用規定を制定する。

### 第2条 (運用規定の変更)

幹事大学は、運営委員会の承認のもと、本規定を改正することができる。

### 第3条 (システム構成および提供サービスの内容)

PSIM Webは、映像教材提供サーバStream Indexing and Commenting System(以下STICSという)と教材共有データベース DataBase for MAterials of SCenario(以下db-MASCという)からなる。(用語の定義に関する詳細については、別表8を参照。)

1 STICSは、映像素材および掲示板を教材コンテンツとして提供し、それらの視聴および掲示板へのコメント付与等のサービス提供を行う。

2 db-MASCは、シナリオ素材等の文書・資料を教材コンテンツとして提供し、それらのダウンロード等のサービス提供を行う。

3 幹事大学は、参加大学に上記のサービス提供を行うため、以下の環境を提供する。

(1)参加大学に所属する、あるいは配下のサービス利用者、データベース利用者への管理権限の提供

(2)配信センタシステム(用語の定義について、別表8を参照)利用権の提供

(3)幹事大学が保有する配信センタシステム内の一定範囲における参加大学専用スペースの確保(ただし、その専用スペースの容量等については、各参加大学の利用状況により、幹事大学が決定する。)

4 本会則第9条第2項に定めるPSIM Webに対するセキュリティー対策および暗号化通信機能の装備についての詳細は、別表1の通りとする。

5 本会則第9条第3項に定めるPSIM Webに関する継続的な保守についての詳細は、別表2の通りとする。

6 なお、各提供サービスの利用に関する規定は、別途細則を定めるものとする。

### 第4条 (運用者の定義、規定の遵守義務)

1 運用者とは、本サービスを、前条第6項に従って規定するサービス利用者、または、前条第6項に従って規定するデータベース利用者に提供することを目的に、PSIM Webに登録され、これを運用する者をいう。なお、運用者は、本規定および本規定に

付随する諸規定を遵守しなければならない。

<STICS>

- 2 STICS の運用者は、「システム管理者」、「組織管理者」、「クラス管理者」の三者に区分され、それぞれが分担する運用の範囲を本規定第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項にそれぞれ規定する。
- 3 前項に規定される運用者のうち、システム管理者は幹事大学、組織管理者(各参加大学に 1 名配置)は幹事大学または各参加大学、クラス管理者は各組織管理者により指名されるものとする。

<db-MASC>

- 4 db-MASC の運用者は、「システム管理者」、「素材作成管理者」の二者に区分され、それぞれが分担する運用の範囲を本規定第 5 条第 4 項、第 5 項にそれぞれ規定する。
- 5 前項に規定される運用者のうち、システム管理者は幹事大学、素材作成管理者(各参加大学に 1 名配置)は幹事大学または各参加大学によりそれぞれ指名されるものとする。

## 第 5 条 (運用の範囲)

運用者は以下の各項に規定する範囲の運用を分担する。

<STICS>

- 1 システム管理者は、以下の範囲の運用を担当する。
  - (1) 本規定第 6 条第 1 項に規定する組織管理者への ID、パスワード発行
- 2 組織管理者は、以下の各号の範囲の運用を担当する。
  - (1) 本規定第 3 条第 6 項に従って規定するサービス利用者への ID、パスワードの発行をはじめとするサービス利用者の作成・管理
  - (2) 本規定第 6 条第 2 項に規定するクラス管理者への ID、パスワード発行
  - (3) 映像素材に関しての本会則第 12 条に従って規定される著作権の管理
  - (4) 教材コンテンツ作成に必要な映像データファイル(以下、教材コンテンツファイルという)の管理保管
  - (5) クラスの作成・管理、およびクラスへのクラス管理者の割り当て
- 3 クラス管理者は、以下の各号の範囲の運用を担当する。
  - (1) 教材コンテンツ(映像素材、掲示板)の登録・管理
  - (2) コメントの管理
  - (3) 既存ユーザのクラスへの登録・管理

<db-MASC>

- 4 システム管理者は、以下の範囲の運用を担当する。
  - (1) 本規定第 3 条第 6 項に従って規定する素材作成管理者が利用を認めたデータベース利用者への ID、パスワードの発行をはじめとするデータベース利用者の作成・管理

- (2)教材未提供の参加校で、素材作成管理者が不在の場合、当該参加校に所属するデータベース利用者への ID、パスワードの発行をはじめとするデータベース利用者の認定・作成・管理
- 5 素材作成管理者は、以下の範囲の運用を担当する。
- (1)シナリオ素材に関しての国会則第 12 条に従って規定される著作権の管理
- (2)本規定第 3 条第 6 項に従って規定するデータベース利用者の認定

## 第 6 条 (ID、パスワードの発行)

### <STICS>

#### 1 組織管理者の ID、パスワードの発行

- (1)組織管理者は、本サービスを運用するため ID、パスワードの発行をシステム管理者より受ける。
- (2)組織管理者は、前号に規定する ID およびパスワードの発行をシステム管理者に請求する場合、システム管理者に団体名、役職、氏名、連絡先など別途規定する事項(別表 3)を届け出るものとする。
- (3)システム管理者は、前項の請求があった場合、届け出事項を確認・審査したうえで ID とパスワードを組織管理者に発行する。
- (4)システム管理者は、前項の審査の結果、ID とパスワードの発行を組織管理者に対し承認しない場合がある。

#### 2 クラス管理者の ID、パスワードの発行

- (1)クラス管理者は、本サービスを運用するため ID、パスワードの発行を組織管理者より受ける。
- (2)クラス管理者は、前号に規定する ID およびパスワードの発行を組織管理者に請求する場合、請求先の組織管理者に団体名、役職、氏名、連絡先など当該組織管理者が規定する事項を別表 4 のフォームに従い届け出るものとする。
- (3)組織管理者は、前項の請求があった場合、届け出事項を確認・審査したうえで ID とパスワードをクラス管理者に発行し、クラスを作成し、クラス管理者として登録する。
- (4)組織管理者は、前項の審査の結果、ID とパスワードの発行、クラスの作成、およびクラス管理権限の付与をクラス管理者に対し承認しない場合がある。

### <db-MASC>

#### 3 素材作成管理者の ID、パスワードの発行

- (1)素材作成管理者は、本サービスを運用するため ID、パスワードの発行をシステム管理者より受ける。
- (2)素材作成管理者は、前号に規定する ID およびパスワードの発行をシステム管理者に請求する場合、請求先のシステム管理者に団体名、役職、氏名、連絡先など当該システム管理者が別途規定する事項(別表 6)を届け出るものとする。
- (3)システム管理者は、前項の請求があった場合、届け出事項を確認・審査したうえで ID とパスワードを素材作成管理者に発行する。

- (4)システム管理者は、前項の審査の結果、ID とパスワードの発行を素材作成管理者に対し承認しない場合がある。

#### 第 7 条 (教材コンテンツの運用)

##### <STICS>

- 1 クラス管理者は、教材コンテンツファイルを「PSIM web に関する各種 ID 設定規則」(別表 5)に従いファイル名等を付与した上で、配信センタシステムにアップロードするとともに、これらの教材コンテンツファイルをバックアップとして記録した媒体を組織管理者まで提出する。
- 2 組織管理者は、自ら管理する教材コンテンツファイルについて、他の組織管理者から教材開発、研究の目的で提供の要請があった際、「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアムの教材コンテンツ作成、利用および共有に関する規定」第 2 条に定める使用許諾に基づき提供を行う。その際、教材コンテンツの利用条件について別表 7 のフォームに従い明らかにする。

##### <db-MASC>

- 3 素材作成管理者は、シナリオ素材を作成し、教材コンテンツの利用条件(別表 7)を明らかにしたうえでシステム管理者まで提出する。
- 4 システム管理者は、前項のシナリオ素材を教材コンテンツとして、db-MASC 上の該当部分にアップロードする。

#### 第 8 条 (教材コンテンツの管理およびバックアップ)

##### <STICS>

- 1 組織管理者は、クラス管理者から提出のあった教材コンテンツファイルをバックアップとして管理保管する。

##### <db-MASC>

- 2 システム管理者は、素材作成管理者から提出のあったシナリオ素材をバックアップとして管理保管する。

#### 第 9 条 (運用者の責務)

全ての運用者は、配信センタシステムに異常を発見した場合の幹事大学およびシステム管理者への報告、また、障害保守作業、あるいは設定変更を行った場合の作業結果についての幹事大学およびシステム管理者への報告を、可及的速やかに行う事のほか、それぞれの分担に従って、以下に定める責務を負うものとする。

##### <STICS>

- 1 システム管理者は以下の各号の責務を負うものとする。
  - (1)組織管理者への ID やパスワードの発行および組織管理者からのシステム運用に関する問合せ対応
  - (2)自身の ID やパスワードの管理

- (3) システム異常を発見した場合の運営委員会への報告
  - (4) 入力情報(別表 5 参照)が正確であること
  - (5) 機器やソフトウェアに変更があった場合の組織管理者への報告
  - (6) 配信センタシステム異常時(緊急時)・保守工事等システム停止の組織管理者への連絡
  - (7) 本規定第 3 条第 4 項に規定されるシステム環境を理解し、それを活用することによりセキュリティ確保に努める
  - (8) 本規定第 3 条第 5 項に規定される保守内容を理解し、本サービス提供に関する品質確保に努める
- 2 組織管理者は以下の各号の責務を負うものとする。
- (1) サービス利用者への ID やパスワードの発行および ID やパスワードを発行したサービス利用者からの STICS 利用に関する問合せ対応
  - (2) サービス利用者の利用開始の手続方法に関する各種取り決め
  - (3) クラスの作成とクラス管理者の設定およびクラス管理者からのシステムの運用に関する問合せ対応
  - (4) 自身の ID やパスワードの管理
  - (5) 自身の ID やパスワードに関して失効、忘失した場合のシステム管理者への報告
  - (6) システム異常を発見した場合のシステム管理者への報告
  - (7) 入力情報(別表 5 参照)が正確であること
  - (8) 本規定第 8 条の教材コンテンツファイルのバックアップ媒体の管理保管
- 3 クラス管理者は以下の各号の責務を負うものとする。
- (1) 本規定第 7 条第 1 項のコンテンツ登録および本規定第 3 条第 4 項に従って規定するサービス利用者のクラス登録
  - (2) 自身の ID やパスワードの管理
  - (3) 自身の ID やパスワードに関して失効、忘失した場合の組織管理者への報告
  - (4) システム異常を発見した場合の組織管理者への報告
  - (5) 入力情報(別表 5 参照)が正確であり、内容が不適切でないこと
- <db-MASC>
- 4 システム管理者は以下の各号の責務を負うものとする。
- (1) 本規定第 7 条第 3 項により提出されたシナリオ素材のアップロード、および素材作成管理者、データベース利用者への ID やパスワードの発行、および ID やパスワードを発行した素材作成管理者、データベース利用者からの db-MASC 利用に関する問合せ対応
  - (2) 自身の ID やパスワードの管理
  - (3) システム異常を発見した場合の運営委員会への報告
  - (4) 入力情報(別表 5 参照)が正確であること
  - (5) 機器やソフトウェアに変更があった場合の素材作成管理者への報告
  - (6) 配信センタシステム異常時(緊急時)・保守工事等システム停止の素材作成管

#### 理者への連絡

(7)本規定第 3 条第 4 項に規定されるシステム環境を理解し、それを活用することによりセキュリティ確保に努める

(8)本規定第 3 条第 5 項に規定される保守内容を理解し、本サービス提供に関する品質確保に努める

5 素材作成管理者は以下の各号の責務を負うものとする。

(1)教材作成者から提出のあったシナリオ素材のシステム管理者への提出、およびバックアップとしての管理保管、および本会則第 12 条に従って規定される著作権の個人への帰属についての管理

(2)自身の ID やパスワードの管理

(3)自身の ID やパスワードに関して失効、忘失した場合のシステム管理者への報告

(4)システム異常を発見した場合のシステム管理者への報告

(5)入力情報(別表 7)が正確であること

#### 第 10 条 (運用期間)

運用期間は、本会則の有効期間と同一とする。

#### 第 11 条 (運用者の禁止行為)

運用者は、本サービスを利用して次の行為をしてはならない。

(1)特定の個人や団体を誹謗もしくは中傷したり不利益を与えたりする行為

(2)公序良俗に反し、または反するおそれのある行為

(3)法令に違反し、または違反するおそれのある行為

(4)PSIM Web を破壊し、またはサービスの提供を妨げる行為

(5)参照した情報の目的外使用

(6)教材コンテンツの不当な改ざん

(7)ID、パスワードの他人への譲渡

(8)アクセス権限を越えた操作

(9)その他、社会通念上不適切と判断される行為

#### 第 12 条 (情報の適切管理・守秘義務)

1 運用者は、本サービスに関する運用を通じて知り得た情報を、本サービスに関する運用の目的に沿うよう適切に管理するものとし、当該情報の開示者の事前の了承を得た場合を除き、これを第三者に直接または間接に開示・漏洩してはならない。

2 運用者は、本サービスの運営を通じて知り得た運用者の情報を、秘密保持のため適切に管理するものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

(1)第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2)第三者に対する開示について事前に相手方の書面による承諾を得たもの

(3)運用者が本会則の発効時点で既に保有していた情報

- (4) 本会則にもとづき開示された情報によらずして、独自に開発した情報
  - (5) 公知のもの又は他の当事者から得た後、自己の責によらないで公知となったもの
- 3 運用者は、法令上、行政上および裁判上の手続に関して、または行政官庁から要請を受けた場合、必要最小限度の範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、当該運用者は、かかる要請があった場合直ちに当該秘密情報の権利者および運営委員会にその旨を通知するものとする。

#### 第 13 条 (設備等)

各運用者は、本サービスに係る設備等が以下の通り負担されていることを理解した上で、それぞれが担当する運用を実施しなければならない。

- 1 各参加大学は、本サービスを運用するために必要となるソフトウェアおよびインターネットの利用環境を、すべて自己の費用と責任において準備するものとする。
- 2 本サービスを運用するために要した通信費、インターネット接続料金など一切の費用は、当該参加大学の負担とする。
- 3 幹事大学は、参加大学が以下の各号の事由によりサービスを利用できず、またはこれに起因して損害が発生したとしても、責任を負わない。
  - (1) 本条第 1 項の規定により準備されたソフトウェアおよびインターネットの利用環境に関する不具合
  - (2) 幹事大学および他の参加大学が利用するインターネットの利用環境に関する不具合

#### 第 14 条 (ID およびパスワードの没収)

<STICS>

- 1 システム管理者は、組織管理者が以下の各号に該当する場合、運営委員会の事前承認を得て、当該組織管理者に発行済みの ID およびパスワードを無効にすることができる。
  - (1) ID およびパスワードを不正使用した場合
  - (2) その他本別紙の規定に違反した場合

- 2 システム管理者は、前項の措置を実施したことに起因して当該組織管理者が運用を担当する参加大学において STICS を利用できず、これにより損害が発生したとしても、責任を負わない。

<db-MASC>

- 3 システム管理者は、素材作成管理者が以下の各号に該当する場合、運営委員会の事前承認を得て、当該素材作成管理者に発行済みの ID およびパスワードを無効にすることができる。

- (1) ID およびパスワードを不正使用した場合
- (2) その他本別紙の規定に違反した場合

- 4 システム管理者は、前項の措置を実施したことに起因して当該素材作成管理者が担当する参加大学において db-MASC を利用できず、これにより損害が発生したとし

ても責任を負わない。

第 15 条 (ID およびパスワードの管理責任)

運用者は、発行された ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示、譲渡もしくは利用させ、または、本サービスの目的に沿った運用以外の目的で利用してはならない。

第 16 条 (サービス提供の中断、停止)

1 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中断または停止することができる。

(1) 本サービスを提供するための設備等に定期保守(事前の連絡を要する)、または緊急保守を行う場合

(2) 火災、停電、天災、その他不測の事態により、本サービスの提供ができなくなった場合

(3) 運用上または技術上の理由から、システム管理者が必要と判断した場合

2 システム管理者は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの提供に遅延または中断が発生し、これに起因して損害が発生しても、一切責任を負わない。

## STICS に関する利用細則

本細則は、PSIM Web に関する運用規定(以下本規定という)第 3 条 6 項の規定に従い、幹事大学およびコンソーシアム参加大学(以下参加大学という)に所属するサービス利用者の STICS の利用に関する細則を定めるものである。

### 第 1 条 (サービス利用者の定義、細則の遵守義務)

- 1 サービス利用者とは、組織管理者から ID やパスワードの発行を受け、本提供サービスを利用する者をいう。
- 2 サービス利用者は、組織管理者が利用を認めた者とする。
- 3 サービス利用者は、この細則を遵守しなければならない。

### 第 2 条 (利用期間)

利用期間は、本規定第 10 条に定める有効期間の範囲内で組織管理者がこれを定める。

### 第 3 条 (サービス利用者の禁止行為)

サービス利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1)特定の個人や団体を誹謗もしくは中傷したり不利益を与えたりする行為
- (2)公序良俗に反し、または反するおそれのある行為
- (3)法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (4)STICS を破壊し、またはサービスの提供を妨げる行為
- (5)参照した情報の目的外使用
- (6)教材コンテンツの改ざん
- (7)ID、パスワードの他人への譲渡
- (8)アクセス権限を越えた操作
- (9)その他、社会通念上不適切と判断される行為

### 第 4 条 (利用の範囲)

サービス利用者は主に以下の範囲での利用を可能とする

- (1)本細則第 6 条に規定されたクラス(以下所属クラスという)の教材コンテンツの閲覧およびコメントの記入

### 第 5 条 (ID、パスワードの発行)

- 1 サービス利用者は、本提供サービスを利用するため ID、パスワードの発行を組織管理者より受ける。
- 2 サービス利用者は、前項に定める ID およびパスワードの発行を組織管理者に請求する場合、請求先の組織管理者に団体名、役職、氏名、連絡先など当該組織管理

者が別途定める事項を届け出るものとする。

- 3 組織管理者は、前項の請求があった場合、届け出事項を確認・審査したうえでIDとパスワードを発行する。
- 4 組織管理者は、前項の審査の結果、ID とパスワードの発行を承認しない場合がある。
- 5 その他利用開始に関する手続の詳細については組織管理者がこれを定める。

#### 第6条 (クラス管理)

- 1 クラス管理者は、既存のサービス利用者をクラスに属させることで、サービス利用者にクラス別に管理運営される教材コンテンツの閲覧を許可することができる。
- 2 サービス利用者は、前項の許可により、クラス管理者が管理運営するクラスの教材コンテンツを閲覧することができる。
- 3 その他閲覧開始に関する手続詳細についてはクラス管理者がこれを規定する。

#### 第7条 (情報の適切管理・守秘義務)

サービス利用者は、本サービスを通じて知り得た情報を、本サービスの目的に沿うよう適切に管理するものとし、当該情報の開示者の事前の了承を得た場合を除き、これを第三者に直接または間接に開示・漏洩してはならない。

#### 第8条 (設備等)

- 1 サービス利用者は、本提供サービスを利用するために必要となるインターネットの利用環境を、すべて自己の費用と責任において準備するものとする。
- 2 本提供サービスを利用するために要した通信費、インターネット接続料金など一切の費用はサービス利用者の負担とする。
- 3 運用者は、サービス利用者が以下の各号の原因によりサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、責任を負わない。
  - (1) 本条第1項に規定するインターネットの利用環境に関する不具合
  - (2) 当該サービス利用者が所属しない幹事大学および参加大学が利用するインターネットの利用環境または所有する設備等に関する不具合

#### 第9条 (ID およびパスワードの没収)

- 1 組織管理者は、サービス利用者が以下の各号に該当する場合、当該サービス利用者に発行済みのIDおよびパスワードを無効にすることができる。
  - (1) ID およびパスワードを不正使用した場合
  - (2) 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合
  - (3) その他、本規定もしくは本細則に違反した場合
- 2 組織管理者は、前項の措置を実施したことに起因して当該サービス利用者が本提供サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、責任を負わない。

第 10 条 (ID およびパスワードの管理責任)

サービス利用者は、発行された ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示、譲渡もしくは利用させ、または、本提供サービスの目的に沿った利用以外の目的で利用してはならない。

第 11 条 (サービス利用者の責務)

サービス利用者は以下の各号の責務を負うものとする。

- (1) 本細則第 5 条に定める自身の ID やパスワードの管理
- (2) ID やパスワードに関して失効、忘失した場合の組織管理者への報告
- (3) システム異常を発見した場合の組織管理者への報告
- (4) 入力情報に関する責任

第 12 条 (サービス提供の中断、停止)

- 1 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本提供サービスの提供を中断または停止することができる。
  - (1) 本提供サービスを提供するための設備等に定期保守(事前の連絡を要する)、または緊急保守を行う場合
  - (2) 火災、停電、天災、その他不測の事態により、本提供サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 運用上または技術上の理由から、システム管理者が必要と判断した場合
- 2 システム管理者は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本提供サービスの提供の遅延または中断が発生し、これに起因するサービス利用者の損害が発生しても、一切責任を負わない。

第 13 条 (損害賠償)

サービス利用者が他のサービス利用者、「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム会則」に関わる当事者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、またはこれらの者との間で紛争が生じた場合、サービス利用者は自己の責任と費用をもって、その損害を賠償し、または紛争の解決を図るものとする。

## db-MASC に関する利用細則

本細則は、PSIM Web に関する運用規定(以下本規定という)第 3 条 6 項の規定に従い、幹事大学およびコンソーシアム参加大学(以下参加大学という)に所属するデータベース利用者の db-MASC の利用に関する細則を定めるものである。

### 第 1 条 (データベース利用者の定義、規定の遵守義務)

- 1 データベース利用者とは、システム管理者から ID やパスワードの発行を受け、本データベースサービスを利用する者をいう。
- 2 データベース利用者は、素材作成管理者が利用を認めた者とする。ただし、教材未提供の参加校で、素材作成管理者が不在である場合には、直接システム管理者に利用の申請を行う事ができる。
- 3 データベース利用者は、この細則を遵守しなければならない。

### 第 2 条 (利用期間)

利用期間は、本規定第 10 条に定める有効期間の範囲内でシステム管理者がこれを定める。

### 第 3 条 (データベース利用者の禁止行為)

データベース利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 特定の個人や団体を誹謗もしくは中傷したり不利益を与えたりする行為
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのある行為
- (3) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (4) db-MASC を破壊し、またはサービスの提供を妨げる行為
- (5) 参照した情報の目的外使用
- (6) 教材コンテンツ(シナリオ素材等の文書・資料)の不当な改ざん
- (7) ID、パスワードの他人への譲渡
- (8) アクセス権限を越えた操作
- (9) その他、社会通念上不適切と判断される行為

### 第 4 条 (利用の範囲、教材の利用方法)

- 1 データベース利用者は db-MASC へのログインにより、サイト内にある教材コンテンツをダウンロードし、その内容を閲覧することができる。
- 2 データベース利用者は、教材コンテンツの利用に際して、各教材コンテンツ付帯の利用条件に従った利用を約することを条件に、教材コンテンツの原版データの提供をシステム管理者に対して請求する事ができる。
- 3 システム管理者は、前項の請求があった場合、データベース利用者に対して、すみやかに教材コンテンツの原版データ提供を行う。

#### 第 5 条 (ID、パスワードの発行)

- 1 データベース利用者は、本データベースサービスを利用するため ID、パスワードの発行をシステム管理者より受ける。
- 2 データベース利用者は、前項に定める ID およびパスワードの発行を素材作成管理者に請求する場合、請求先の素材作成管理者に団体名、役職、氏名、連絡先などシステム管理者が別途定める事項(別表 6)を届け出るものとする。
- 3 素材作成管理者は、前項の請求があった場合、届け出事項を確認・審査したうえで ID とパスワードの発行依頼をシステム管理者まで行う。
- 4 素材作成管理者は、前項の審査の結果、ID とパスワードの発行を承認しない場合がある。
- 5 その他利用開始に関する手続の詳細については素材作成管理者がこれを定める。

#### 第 6 条 (情報の適切管理・守秘義務)

- 1 データベース利用者は、本データベースサービスを通じて知り得た情報を、本データベースサービスの目的に沿うよう適切に管理するものとし、当該情報の開示者の事前の了承を得た場合を除き、これを第三者に直接または間接に開示・漏洩してはならない。
- 2 データベース利用者は、本データベースサービスの利用を通じて知り得た秘密情報、本データベースサービスに係る情報を、秘密保持のため適切に管理するものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (2) 第三者に対する開示について事前に相手方の書面による承諾を得たもの
  - (3) 所属する幹事大学または参加大学が「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム会則(以下本会則という)」締結時点で当該データベース利用者が既に保有していた情報
  - (4) 本会則にもとづき開示された情報によらずして、独自に開発した情報
  - (5) 公知のもの又は他の当事者から得た後、自己の責によらないで公知となったもの

#### 第 7 条 (設備等)

- 1 データベース利用者は、本データベースサービスを利用するために必要となるインターネットの利用環境を、すべて自己の費用と責任において準備するものとする。
- 2 本データベースサービスを利用するために要した通信費、インターネット接続料金など一切の費用はデータベース利用者の負担とする。
- 3 運用者は、データベース利用者が以下の各号の原因により本データベースサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、責任を負わない。
  - (1) 本条第 1 項に規定するインターネットの利用環境に関する不具合

- (2) 当該データベース利用者が所属しない幹事大学および参加大学が利用するインターネットの利用環境または所有する設備等に関する不具合

第 8 条 (ID およびパスワードの没収)

- 1 運用者は、データベース利用者が以下の各号に該当する場合、当該データベース利用者に発行済みの ID およびパスワードを無効にすることができる。
  - (1) ID およびパスワードを不正使用した場合
  - (2) その他、本規定もしくは本細則に違反した場合
- 2 運用者は、前項の措置を実施したこと起因して当該データベース利用者が本データベースサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、責任を負わない。

第 9 条 (ID およびパスワードの管理責任)

データベース利用者は、発行された ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示、譲渡もしくは利用させ、または、本データベースサービスの目的に沿った利用以外の目的で利用してはならない。

第 10 条 (データベース利用者の責務)

データベース利用者は以下の各号の責務を負うものとする。

- (1) ダウンロードしたファイルに関する「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアムの教材コンテンツ作成、利用および共有に関する規定」の遵守
- (2) 本細則第 5 条に定める自身の ID やパスワードの管理
- (3) ID やパスワードに関して失効、忘失した場合のシステム管理者への報告
- (4) システム異常を発見した場合のシステム管理者への報告
- (5) 入力情報に関する責任

第 11 条 (サービス提供の中断、停止)

- 1 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本データベースサービスの提供を中断または停止することができる。
  - (1) 本データベースサービスを提供するための設備等に定期保守(事前の連絡を要する)、または緊急保守を行う場合
  - (2) 火災、停電、天災、その他不測の事態により、本データベースサービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 運用上または技術上の理由から、システム管理者が必要と判断した場合
- 2 システム管理者は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本データベースサービスの提供の遅延または中断が発生し、これに起因するデータベース利用者の損害が発生しても、一切責任を負わない。